化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)(抄)

### (定義等)

- 第二条 この法律において「化学物質」とは、元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物(放射性物質及び次に掲げる物を除く。)をいう。
  - 一 毒物及び劇物取締法 (昭和二十五年法律第三百三号)第二条第三項 に規定する特 定毒物
  - 二 覚せい剤取締法 (昭和二十六年法律第二百五十二号)第二条第一項 に規定する覚 せい剤及び同条第五項 に規定する覚せい剤原料
  - 三 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和二十八年法律第十四号) 第二条第一号 に規定する 麻薬
- 2 この法律において「第一種特定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当する化学 物質で政令で定めるものをいう。
  - 一 イ及び口に該当するものであること。
    - イ 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積 されやすいものであること。
    - ロ次のいずれかに該当するものであること。
    - (1) 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。
    - (2) 継続的に摂取される場合には、高次捕食動物(生活環境動植物(その生息又は生育に支障を生ずる場合には、人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。)に該当する動物のうち、食物連鎖を通じてイに該当する化学物質を最もその体内に蓄積しやすい状況にあるものをいう。以下同じ。)の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。
  - 二 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質(元素を含む。)が前号イ及びロに該当するものであること。

## $3 \sim 8$ (略)

### (製造の許可)

第十七条 第一種特定化学物質の製造の事業を営もうとする者は、第一種特定化学物質及び事業所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

#### 2 · 3 (略)

第十八条 前条第一項の許可を受けた者でなければ、第一種特定化学物質を製造してはならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を製造するときは、この限りでない。

(許可の基準)

- 第二十条 経済産業大臣は、第十七条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
  - 一 その許可をすることによつて当該第一種特定化学物質の製造の能力が当該第一種 特定化学物質の需要に照らして過大とならないこと。
  - 二 製造設備が厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
  - 三 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

(輸入の許可)

第二十二条 第一種特定化学物質を輸入しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を輸入しようとするときは、この限りでない。

2 · 3 (略)

(許可の基準等)

第二十三条 経済産業大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請に係る第一種特定化学物質の輸入が当該第一種特定化学物質の需要を満たすため必要であると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

2 (略)

(製品の輸入の制限)

- 第二十四条 何人も、政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの(以下「第一種特定化学物質使用製品」という。)を輸入してはならない。
- 2 前項の政令は、第一種特定化学物質ごとに、海外における当該第一種特定化学物質の 使用の事情等を考慮して定めるものとする。

(使用の制限)

- 第二十五条 何人も、次に掲げる要件に適合するものとして第一種特定化学物質ごとに政 令で定める用途以外の用途に第一種特定化学物質を使用してはならない。ただし、試験 研究のため第一種特定化学物質を使用するときは、この限りでない。
  - 一 当該用途について他の物による代替が困難であること。
  - 二 当該用途に当該第一種特定化学物質が使用されることにより当該第一種特定化学 物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しく は生育に係る被害を生ずるおそれがないこと。

(基準適合義務)

第二十八条 許可製造業者は、その製造設備を第二十条第二号の厚生労働省令、経済産業

省令、環境省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 許可製造業者、業として第一種特定化学物質又は政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの(以下「第一種特定化学物質等」という。)を使用する者その他の業として第一種特定化学物質等を取り扱う者(以下「第一種特定化学物質等取扱事業者」という。)は、第一種特定化学物質等を取り扱う場合においては、主務省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

# (第一種特定化学物質の指定等に伴う措置命令)

- 第三十四条 主務大臣は、一の化学物質が第一種特定化学物質として指定された場合において、当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、その指定の際当該化学物質又は当該化学物質が使用されている製品の製造又は輸入の事業を営んでいた者に対し、その製造又は輸入に係る当該化学物質又は当該製品の回収を図ることその他当該化学物質による環境の汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 主務大臣は、一の製品が第一種特定化学物質使用製品として指定された場合において、 当該製品に使用されている第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するため 特に必要があると認めるときは、必要な限度において、その指定の際当該製品の輸入の 事業を営んでいた者に対し、その輸入に係る当該製品の回収を図ることその他当該製品 に使用されている第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するために必要な 措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 主務大臣は、次の各号に掲げる場合において、第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該各号に定める者に対し、その製造、輸入若しくは使用に係る第一種特定化学物質又はその輸入に係る第一種特定化学物質使用製品の回収を図ることその他当該第一種特定化学物質による環境の汚染の進行を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
  - 一 第十八条の規定に違反して第一種特定化学物質が製造された場合 当該第一種特定化学物質を製造した者
  - 二 第二十二条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質が輸入された場合 当該第一種特定化学物質を輸入した者
  - 三 第二十四条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質使用製品が輸入された場合 当該第一種特定化学物質使用製品を輸入した者
  - 四 第二十五条の規定に違反して第一種特定化学物質が使用された場合 当該第一種 特定化学物質を使用した者

### (審議会の意見の聴取)

第五十六条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次に掲げる場合には、あらか じめ、審議会等(国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号)第八条 に規定する 機関をいう。次項において同じ。)で政令で定めるものの意見を聴くものとする。

一 第二条第二項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき(第四条第一項若しくは第二項、第五条第八項又は第十四条第二項の判定に基づきその立案をしようとする場合を除く。)、又は第二条第三項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第二項、第三十五条第一項若しくは第三十六条第一項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき。

二~五 (略)

2 (略)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和49年第202号)(抄)

## (第一種特定化学物質)

- 第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (以下「法」という。)第二条第 二項 の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。
  - ー ポリ塩化ビフェニル
  - 二 ポリ塩化ナフタレン(塩素数が三以上のものに限る。)
  - 三 ヘキサクロロベンゼン
  - 四 一・二・三・四・十・十一へキサクロローー・四・四 a ・ 五・八・八 a 一へキサヒドローエキソーー・四ーエンドー五・八一ジメタノナフタレン (別名アルドリン。第 七条の表第三号において「アルドリン」という。)
  - 五 ー・二・三・四・十・十一へキサクロロ一六・七一エポキシー・四・四 a・五・六・七・八・八 a ーオクタヒドローエキソー・四ーエンドー五・八一ジメタノナフタレン(別名ディルドリン。第七条の表第四号において「ディルドリン」という。)
  - 六 ー・二・三・四・十・十一へキサクロロ一六・七一エポキシ―一・四・四 a・五・六・七・八・八 a 一オクタヒドローエンド―一・四一エンド―五・八一ジメタノナフタレン (別名エンドリン)
  - 七 ー・ー・ーートリクロロー二・二一ビス (四一クロロフェニル) エタン (別名DD T。 第七条の表第三号において「DDT」という。)
  - 八 一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ一二・三・三 a・四・七・七 a 一 へキサヒドロ一四・七一メタノ―—H—インデン、一・四・五・六・七・八・八一へ プタクロロ一三 a・四・七・七 a 一テトラヒドロ一四・七一メタノ―—H—インデン 及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン又はヘプタクロル。第七条の表第 五号において「クロルデン類」という。)
  - 九 ビス (トリブチルスズ) =オキシド
  - + N・N' -ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラ-フェニレンジアミン又はN・N' -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン
  - 十一 二・四・六一トリーターシャリーブチルフェノール
  - 十二 ポリクロロ―二・二―ジメチル―三―メチリデンビシクロ [二・二・一] ヘプタ ン(別名トキサフェン)
  - 十三 ドデカクロロペンタシクロ [五・三・○・○二・六・○三・九・○四・八] デカン (別名マイレックス。第七条の表第九号において「マイレックス」という。)
  - 十四 二・二・二ートリクロロ―・・ーービス (四一クロロフェニル) エタノール (別 名ケルセン又はジコホル)
  - 十五 ヘキサクロロブタ―一・三―ジエン
  - 十六 二一 (二H―一・二・三―ベンゾトリアゾール―二―イル) ―四・六―ジ―ターシャリ―ブチルフェノール
  - 十七 ペルフルオロ(オクタン―――スルホン酸)(別名PFOS。以下「PFOS」

という。) 又はその塩

- 十八 ペルフルオロ (オクタン――スルホニル) =フルオリド (別名PFOSF)
- 十九 ペンタクロロベンゼン
- 二十 r -・c 二・t 三・c 四・t 五・t 六 ヘキサクロロシクロヘキサン (別名アルファ ヘキサクロロシクロヘキサン)
- 二十一 r ・t 二・c 三・t 四・c 五・t 六 へキサクロロシクロヘキサン (別名ベータ ヘキサクロロシクロヘキサン)
- 二十二 r ・ c 二・ t 三・ c 四・ c 五・ t 六 へキサクロロシクロヘキサン (別名ガンマーへキサクロロシクロヘキサン) 二・六 三・九 四・八
- 二十三 デカクロロペンタシクロ [ 五・三・〇・〇二・六・〇三・九・〇四・八] デカン-五-オン (別名クロルデコン)
- 二十四 ヘキサブロモビフェニル
- 二十五 テトラブロモ(フェノキシベンゼン)(別名テトラブロモジフェニルエーテル。 第七条の表第十二号において「テトラブロモジフェニルエーテル」という。)
- 二十六 ペンタブロモ (フェノキシベンゼン) (別名ペンタブロモジフェニルエーテル。 第七条の表第十三号において「ペンタブロモジフェニルエーテル」という。)
- 二十七 ヘキサブロモ (フェノキシベンゼン) (別名ヘキサブロモジフェニルエーテル)
- 二十八 ヘプタブロモ (フェノキシベンゼン) (別名ヘプタブロモジフェニルエーテル)
- 二十九 六・七・八・九・十・十一へキサクロロー・・五・五 a・六・九・九 a 一へキ サヒドロー六・九一メタノー二・四・三一ベンゾジオキサチエピン=三一オキシド(別 名エンドスルファン又はベンゾエピン)
- 三十 ヘキサブロモシクロドデカン
- 三十一 ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル

# (第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)

第七条 法第二十四条第一項 の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定 化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品(日本国内において生産される同種の 製品により代替することが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必 要なものとして経済産業大臣が指定するものを除く。)とする。

X 8 8 7 6 7 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1		
第一種特定化学物質	製品	
一 ポリ塩化ビフェニル	一 潤滑油、切削油及び作動油	
	二 接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及	
	び閉そく用又はシーリング用の充てん料	
	三 塗料(水系塗料を除く。)、印刷用インキ及	
	び感圧複写紙	
	四 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機	
	器	
	五 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コン	

	<b>ペンコーフックセ級 中間 ハーツ・コ</b>
	デンサー及び有機皮膜コンデンサー
	六 エアコンディショナー、テレビジョン受信機
	及び電子レンジ
二 ポリ塩化ナフタレン(塩素	一 潤滑油及び切削油
数が三以上のものに限る。)	二 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
	三 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のもの
	に限る。)
三 アルドリン及びDDT	一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
	二 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のもの
	に限る。)
四 ディルドリン	一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
	二 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のもの
	に限る。)
	三 羊毛(脂付き羊毛を除く。)
<u></u> 五 クロルデン類	一 木材用の防腐剤及び防虫剤
	二 木材用の接着剤
	三 塗料(防腐用又は防虫用のものに限る。)
	四 防腐木材及び防虫木材
	五 防腐合板及び防虫合板
六 ビス (トリブチルスズ) =	一 防腐剤及びかび防止剤
オキシド	二 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着
	一
	三漁網
七 N・N′ ―ジトリル―パラ	一 ゴム老化防止剤
ーフェニレンジアミン、Nー	スチレンフタジエンゴム 
トリル—N' —キシリル—パ	
ラーフェニレンジアミン又は	
N・N' ―ジキシリル―パラ	
<ul><li>一フェニレンジアミン</li></ul>	
八 二・四・六一トリーターシ	一 酸化防止剤その他の調製添加剤 (潤滑油用又
ャリーブチルフェノール	は燃料油用のものに限る。)
	二 潤滑油
九 マイレックス	木材用の防虫剤
+ =- (=H·=·=-	一 化粧板
ベンゾトリアゾール―二―イ	二 接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及
ル) 一四・六一ジーターシャリ	び閉そく用又はシーリング用の充てん料
<b>一</b> ブチルフェノール	三 塗料及び印刷用インキ

	四 ヘルメット
	五 ラジエータグリルその他の自動車の部品(金
	属製のものを除く。)
	六 照明カバー
	七 保護用眼鏡のレンズ及び眼鏡のフレーム
	八  防臭剤
	九 ワックス
	十 サーフボード
	十一 インキリボン
	十二 印画紙
	十三 ボタン
	十四 管、浴槽その他のプラスチック製品(成形
	したものに限る。)
十一 PFOS又はその塩	一 航空機用の作動油
	二 糸を紡ぐために使用する油剤
	三 金属の加工に使用するエッチング剤
	四 半導体 (無線機器が三メガヘルツ以上の周波
	数の電波を送受信することを可能とする化合物
	半導体を除く。)の製造に使用するエッチング
	剤
	五 メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤
	六 半導体の製造に使用する反射防止剤
	七 研磨剤
	八 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
	九 防虫剤(しろあり又はありの防除に用いられ
	るものに限る。)
	十 印画紙
十二 テトラブロモジフェニ	一
ルエーテル	二 接着剤
十三 ペンタブロモジフェニ	一 塗料
ルエーテル	二 接着剤
十四 ヘキサブロモシクロド	一 防炎性能を与えるための処理をした生地
デカン	二 生地に防炎性能を与えるための調製添加剤
	三 発泡ポリスチレンビーズ
	四 防炎性能を与えるための処理をしたカーテ
	$\sim$
十五 ペンタクロロフェノール	一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
又はその塩若しくはエステル	二 防腐木材、防虫木材及びかび防止木材
•	

三	防腐合板、防虫合板及びかび防止合板
兀	にかわ

(第一種特定化学物質を使用することができる用途)

第八条 法第二十五条 の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。

第一種特定化学物質	用途
PFOS又はその塩	ー エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器
	が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信
	することを可能とする化合物半導体の製造に
	使用するものに限る。)の製造
	二 半導体用のレジストの製造
	三 業務用写真フィルムの製造

(技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品)

第九条 法第二十八条第二項 の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定 化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

第一種特定化学物質	製品
PFOS又はその塩	ー エッチング剤 (圧電フィルタ又は無線機器が
	三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信す
	ることを可能とする化合物半導体の製造に使
	用するものに限る。)
	二 半導体用のレジスト
	三 業務用写真フィルム

(審議会等で政令で定めるもの)

第十三条 法第五十六条第一項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる 大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
経済産業大臣	化学物質審議会
環境大臣	中央環境審議会

## 附則 抄

(技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品に関する 暫定措置)

3 第九条の規定の適用については、当分の間、同条の表中「三 業務用写真フィルム」

とあるのは、「三 業務用写真フィルム 四 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤」とする。